

仙台市地球温暖化対策推進計画見直しに向けた基礎調査等業務 委託仕様書（案）

1 件 名

仙台市地球温暖化対策推進計画見直しに向けた基礎調査等業務

2 目 的

令和 3 年 5 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、新たに指定都市等において、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の利用促進等の施策に関する実施目標を定めることが義務化されたこと、また、令和 3 年 10 月に国の「地球温暖化対策計画」で定める 2030 年度温室効果ガス排出削減目標が 2013 年度比 46%削減に引き上げられたことを踏まえ、仙台市地球温暖化対策推進計画（以下、「温対計画」という。）における目標等の見直しに向けて、必要な基礎調査等を行うことを目的とする。

3 期 間

契約日から令和 5 年 3 月 24 日まで

4 業務内容

本業務においては、温対計画の見直しに向けた以下の業務を行うこととする。

(1) 再エネ導入目標案等の検討・提案

① 再エネの導入状況に関する基礎調査

太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱について、国の再生可能エネルギー固定価格買取（FIT）制度開始以降の本市における導入量の推移について調査する。また、太陽熱、地中熱等その他の再エネについても、関連する資料等により、可能な限り導入量の推移を調査する。

② 再エネ導入ポテンシャルの調査と導入パターンの設定

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、地中熱について、国の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）をもとに、本市における導入ポテンシャルを調査し、以下の 3 パターンで導入量の推計を行う。また、バイオマス等その他の再エネについても、関連する資料等により、可能な限り同様に、導入ポテンシャル及び導入量の調査・推計を行う。

パターン	考え方（例）
低位パターン	現状の導入推移の傾向や短中期における現実的な導入計画を考慮して将来の導入ポテンシャルを算定
中位パターン	低位パターンと高位パターンの中間的な導入ポテンシャルを算定
高位パターン	将来における技術革新、制約要因の緩和及び地域における積極的な導入推進等により、地域で最大限の導入が進んだ場合のポテンシャルを算定

③ 再エネ導入目標案の提案

仙台市域の自然的社会的条件を踏まえた、2030 年度における再エネの導入目標案について、再エネ種別ごとの設備容量、発電電力量、熱供給量等の指標により検討のうえ提案を行う。

④ ③を達成するための市の特性を踏まえた取組み案の提案

再エネ導入目標達成に向けた今後の施策の検討に活用するため、仙台市域の自然的社会的特性や他自治体の事例等を踏まえた再エネ導入拡大のための取組み案について検討のうえ提案を行う。

(2) 温室効果ガス削減目標案等の検討・提案

① 地球温暖化対策に関する基礎調査

地球温暖化に関する動向や温室効果ガス削減に関する最新の技術や知見、国内外の先進事例等の収集・整理を行う。

② 新規・拡充施策の提案

①の調査結果を踏まえ、新規・拡充施策の提案を行い、本市において施策を実施する際の課題とその解決方法等について分析・整理を行う。

③ 温室効果ガス削減目標案の提案

別途本市から提供する、国の「地球温暖化対策計画」を基に試算した本市の2030年度温室効果ガス削減量や再エネ導入目標案等を踏まえ、2030年度における温室効果ガスの削減目標案について検討のうえ提案を行う。

5 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務責任者及び本業務に関する十分な知識と経験を有する主担当者を配置するなど、円滑に業務を遂行するための体制を確保すること。
- (2) 業務に係る打ち合わせを適宜実施するものとし、その打ち合わせ記録を作成すること。
- (3) 令和4年10月31日までに各業務の中間報告を取りまとめ、提出すること。

6 成果品

- (1) 業務報告書（参考資料、根拠データ等を含む） 2部（A4カラー）
 - (2) 電子データ一式（Microsoft社のword又はexcel形式） 1枚（CD-R）
- ※報告書等の印刷に使用する紙はグリーン購入法適合品とすること。

7 納品場所

仙台市 環境局 環境部 地球温暖化対策推進課

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議して決定する。
- (2) 本委託業務により得られた成果品（電子媒体含む）は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。